

**令和元年第 2 回
石狩市水道事業運営委員会資料**

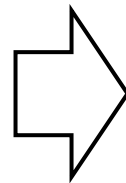
**水道法改正に伴う
指定給水装置工事事業者指定
申請手数料の改正について**

令和元年 8 月 1 日（木）

2 現在の指定申請手続き（概要）と現行制度の問題点

◆ 指定申請手続きの概要 （事業者）

- ・ 給水装置工事主任技術者の確保
- ・ 給水装置工事のための資機材等確保
- ・ 申請書の作成、提出
- ・ 手数料の納付 など



（市）

- ・ 書類審査
- ・ 告示、ホームページ掲載
- ・ 事業者証発行
- ・ 手数料収納処理 など

※266件、うち市内事業者24件
（令和元年7月18日現在）

【指定申請手続き根拠法令】

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受ける場合には、同法第25条の2第1項の規定に基づき申請書等を水道事業者へ提出しなければならない。

◆ 現行制度の問題点（平成28年11月「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」厚生科学審議会生活環境水道部会）

全国的に、更新手続き不要のため事業実態把握が困難となっており、無届工事や不良工事が増加しているため、更新制の導入が必要となっている。

3 更新制の概要と更新制導入後の更新手続き

◆導入される更新制の概要（水道法第25条の3の2）

- ・ 指定の有効期間は5年間
- ・ 更新手続きを行わない場合は自動的に失効
- ・ 更新時の要件（基準）は新規申請時と同様
- ・ 本年10月1日より導入

【既に指定を受けている事業者の有効期間】

本年10月1日以降における最初の有効期間は以下のとおりとされました。

- ・ 平成11年3月31日までに指定を受けた事業者 令和2年9月29日まで
- ・ 平成15年3月31日までに指定を受けた事業者 令和3年9月29日まで
- ・ 平成19年3月31日までに指定を受けた事業者 令和4年9月29日まで
- ・ 平成25年3月31日までに指定を受けた事業者 令和5年9月29日まで
- ・ 令和元年9月30日までに指定を受けた事業者 令和6年9月29日まで

※水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年4月17日政令第154号）第4条

◆更新手続き（水道法第25条の3の2第4項）

新規に申請する場合と同様の手続きが必要となります。

※更新時においても新規申請時と同様に基準を満たしているか確認するため、申請書等提出書類や書類審査、受付後の事業者証交付など、新規と同様の方法により手続きいたします。

4 更新制導入に伴う指定手数料の改定内容

◆ 指定手数料の改定内容

手数料は、指定申請事務に対する対価であり、更新制導入により行う更新手続きは、新規申請時と同様の手続き内容となるため、更新時の手数料は新規申請時と同額とします。

◆ 手数料積算根拠

作業内容	新規申請時		更新時	
	作業時間	費用	作業時間	費用
有効期限通知	0分	0円	5分	535円
受付・書類審査等	25分	2,002円	25分	2,002円
技術指導等	10分	768円	5分	384円
事業者証交付・名簿作成等	95分	7,505円	90分	7,121円
計	130分	10,275円	125分	10,042円
手数料	10,000円		10,000円	

※費用は「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン（公益社団法人 日本水道協会）」に基づき、職員の人件費や郵送料などを基に算出したものです。

5 条例改正の例

◆石狩市水道事業給水条例（別表第4）改正案

【改正前】

事務	名称	区分	金額	徴収時期
指定給水装置工 事事業者の指定	指定給水装置工事 事業者指定手数料	1件に つき	10,000円	申請のとき

【改正後】

事務	名称	区分	金額	徴収時期
指定給水装置工 事事業者の指定 及び指定の更新	指定給水装置工事 事業者指定手数料	1件に つき	10,000円	申請のとき

※ 改正条例は令和元年10月1日から適用となります。

【手数料根拠法令】

地方公共団体が収受する手数料は、地方自治法第227条及び第228条に基づき、各地方公共団体の条例において定めることとなっています。

6 今後のスケジュール

- 令和元年 8 月（今回）

- 水道事業運営委員会で更新制導入内容説明



- 令和元年 9 月

- 市議会第 3 回定例会に条例改正案（手数料）提出



- 令和元年 10 月以降

- 既存指定事業者へ改正後の初回有効期間を通知
- HPへ更新制導入後の手続き方法を掲載